

山梨県公共施設等総合管理計画（素案）の概要

計画期間は 10 年間

県が所有・管理するすべての施設が計画対象

施設・コスト

膨大かつ多種多様な施設を管理、施設の老朽化の進行

【公共建築物】 734 施設、約 4,300 棟（延床面積：約 185 万㎡）

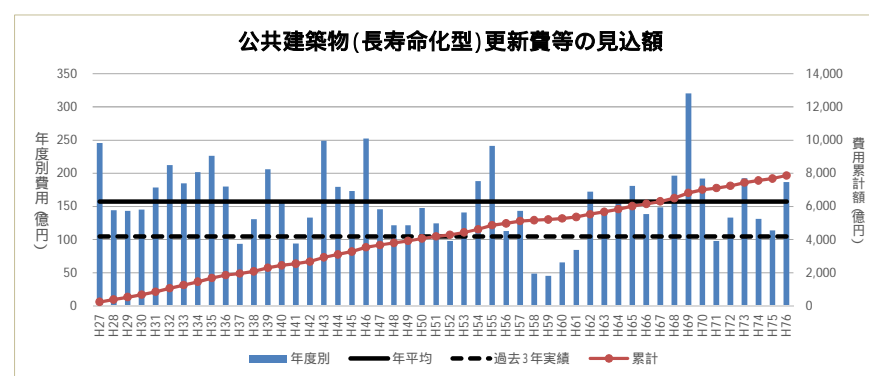
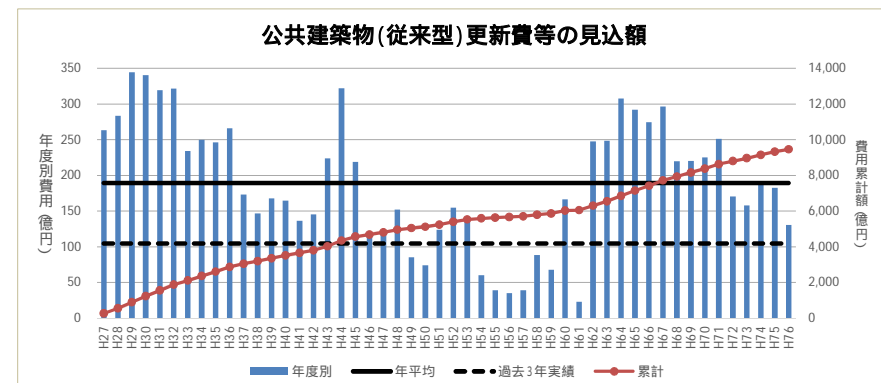
県全体の公共建築物の築年数を延床面積の割合で見ると、一般的に大規模改修のタイミングとなる築 30 年を経過している割合が約 43%に達しており老朽化が進行

【公共土木施設】道路、河川、ダム、砂防、下水道、公園、林道、治山等・・・道路、林道の橋梁、トンネル等で老朽化が進行

更新費・維持費等の増大

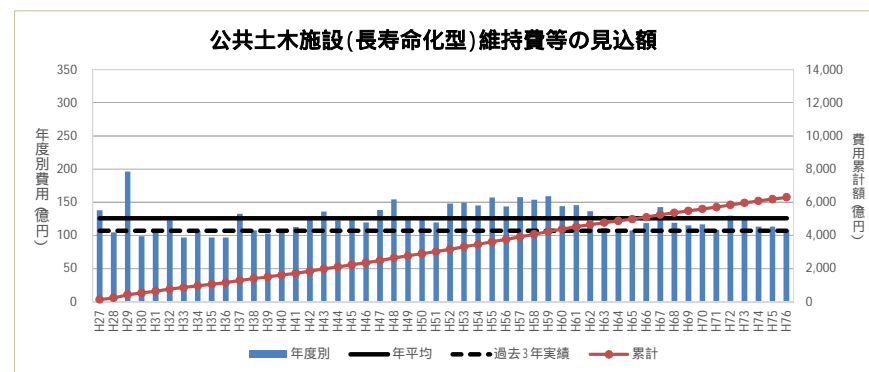
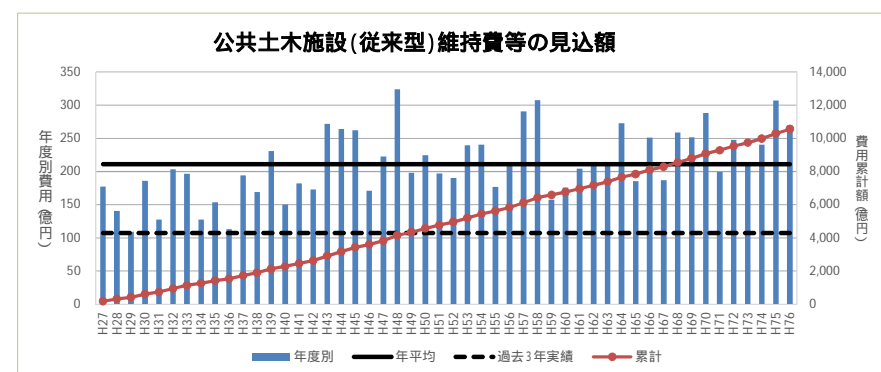
下記試算によると、現状の公共施設等を管理していくには、財政的に困難な状況が想定されるが、更新費・維持費等は現時点での見込額（試算値）であり、今後個別施設計画を策定することにより精度を高めていく。

【公共建築物の試算結果】



項目	50 年間総額(億円)	年平均額(億円)
従来型 A	9,459	189
長寿命化型 B	7,868	157
軽減額 A - B	1,591	32
過去 3 年実績額 C (C/B)	-	105 (67%)
年間不足額 B - C	-	52

【公共土木施設の試算結果】



項目	50 年間総額(億円)	年平均額(億円)
従来型 A	10,557	211
長寿命化型 B	6,300	126
軽減額 A - B	4,257	85
過去 3 年実績額 C (C/B)	-	107 (85%)
年間不足額 B - C	-	19

財政

充当可能な財源の減少（厳しい財政状況）予算編成に当たっては、基金を取り崩して財源不足を解消せざるを得ない状況にあり、極めて厳しい財政運営が継続すると考えられる。

人口動向

人口減少 平成 52 年には約 79.2 万人になると推計
 少子高齢化の進行 64 歳以下の人口が減少する一方、65 歳以上の高齢者は増加

県域のポテンシャルが高まる機会の到来

リニアの整備（千載一遇のチャンス） インバウンドの主力となる富士山（世界遺産）の存在
 東京オリンピック・パラリンピックの開催（2020 年）

本県の将来発展を見据えた選択と集中による投資を実施する一方、既存の施設については、適切な時期に長寿命化を推進し、人口動向や財政的な制約等を踏まえた施設規模の適正化、施設管理の合理化、コスト縮減及び財政負担の平準化を図る必要がある。

管理に関する基本的な方針

<方針>：社会的ニーズの変化に対応したサービス・施設規模の適正化を図る

充当可能財源が不足していく一方で、更新・維持費等の増大が見込まれており、現状の施設規模を維持できなくなる可能性がある。

このため、中長期的な人口減少、少子高齢化によるニーズの変化を捉え、行政が提供すべきサービスの見直しを図るとともに、必要に応じて廃止、転用、集約化、複合化、市町村への移譲等について検討を行い、財政的な制約を踏まえた施設規模の適正化を図る。

<方針>：中長期的な視点での最適化に向け、全庁横断的に維持管理の合理化・コスト縮減に取り組む

全庁横断的なマネジメントを推進する体制を検討し、中長期的な視点での最適化を見据えた個別施設計画策定の方針を示し、必要なすべての施設について個別施設計画を策定する。

施設の管理部門においては、ライフサイクルコストの最小化や施設特性に応じた管理水準・点検方法を設定するなど、計画的な維持管理に取り組むとともに、安全性の確保と効率化を追求する。

<方針>：選択と集中による本県の将来を見据えた投資を実施する

人口減少、少子高齢化に加え、新規投資に投入できる財源が減少する見通しであるなど、「負のスパイラル」に陥る可能性がある。一方、県内にはインバウンドの主力となる富士山（世界遺産）ほか、リニア中央新幹線が2027（平成39）年の開業を見据えて整備が進められているなど、県域のポテンシャルを高める機会が到来する。

こうした機会を見据え、必要なインフラ整備や県土の強靱化に資するインフラの老朽化対策を推進するとともに、選択と集中により本県の将来発展を見据えた投資を実施する。

施設横断的な実施方針

計画期間内の目標

実施方針等の設定

- ア 点検・診断に関する実施方針
- イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ウ 安全確保の実施方針
- エ 耐震化の実施方針
- オ 長寿命化の実施方針
- カ 統合や廃止の推進方針
- キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁横断的なマネジメント体制を検討

計画目標

- ア 重大事故ゼロ
施設の安全性を確保する取り組みにより、重大事故を発生させない。
- イ 公共建築物総量の抑制
公共建築物はスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、新たな行政需要に基づき必要とされる施設を除き、これ以上延床面積を増加させない。
- ウ 個別施設計画(長寿命化計画)の策定
施設類型ごとの個別施設計画を平成30年度までに策定する。
- エ 情報の一元化
情報の一元管理を図るため、固定資産台帳等を活用した全庁的な公共施設等のデータベースを平成30年度までに構築する。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

下記の施設類型ごとの施設概要、現状・課題や重点的に取り組む方針及び施設特性を踏まえた方針を設定（統合や廃止を含めた施設のあり方を検討など）

公共建築物	1 県民利用施設	(1) 文化・社会教育系施設（文化施設、社会教育施設）	(2) スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツ施設、レクリエーション施設）	
		(3) 産業振興系施設（産業振興施設、職業能力開発施設、観光施設）		
		(4) 学校教育系施設（高等学校、特別支援学校、その他の学校、その他教育施設）		
		(5) 保健福祉系施設（高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設）	(6) 公営住宅等	
			(7) その他県民利用施設	
公共土木施設	2 行政施設	(1) 行政系施設（庁舎等、検査研究施設、防災施設）	(2) 警察施設	
		3 その他の施設	(1) その他の施設（職員宿舎、その他の施設）	4 インフラ系施設（1）公共系施設（河川、ダム、砂防、下水道）
			1 公共系施設	(1) 道路（2）河川（3）ダム（4）砂防（5）下水道（6）公園（7）林道（8）治山（9）農業関連施設（10）交通安全施設
	2 恩賜県有財産施設	(1) 林業施設（2）保健休養施設		
	3 企業会計施設	(1) 発電施設（2）温泉施設（3）その他施設		

公共施設等総合管理計画を指針として個別施設計画(長寿命化計画)を策定